健全化判断比率報告書（令和７年度）

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
伊予市の比率	－	－	5.9	27.4
早期健全化基準	13.11	18.11	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「－」と表示。

（参考）

１　実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表す。

２　連結実質赤字比率とは、一般会計と公営企業会計を含む特別会計とを合わせた全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表す。

３　実質公債費比率とは、一般会計が負担する元利償還金と準元利償還金（特別会計や一部事務組合、広域連合等が支払った元利償還金に充当された一般会計からの繰出金や負担金）の、標準財政規模（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率（３か年平均）を表す。

４　将来負担比率とは、一般会計、特別会計、一部事務組合、広域連合等に加え、地方公社や第三セクター等の損失補償まで拡大し、将来一般会計が負担する負債が、標準財政規模（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く）の何％になるかを表す。

５　標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総量をいう。

６　伊予市の令和７年度の標準財政規模＝11,558,849 千円

資金不足比率報告書（令和７年度）

（単位：％）

公営企業会計の名称	伊予市の資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0
下水道事業会計	－	
浄化槽整備特別会計	－	
伊予港上屋特別会計	－	
都市総合文化施設運営事業特別会計	－	

※資金不足額がない場合は、「－」と表示。

（参考）

１　資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を表す。

２　資金不足額とは、法適用企業（伊予市では水道事業・下水道事業）では、（流動負債）－（流動資産）で表し、法非適用企業では（歳出額）＋（建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－｛(歳入額）－（翌年度に繰り越すべき財源)｝で表す。

３　事業規模とは、（営業収益の額）－（受託工事収益の額）で表す。